

家庭裁判所の訴訟等の当事者になられた方へ

家事当番弁護士制度

平成19年10月1日から
初回無料で弁護士の法律相談を受けられます。

予約・問合せ電話
06-6364-5021

大阪弁護士会は、平成19年10月1日から、大阪家庭裁判所（堺・岸和田支部を含む）での訴訟、調停などの当事者となられた方に、初回無料の法律相談を実施いたします。ご相談にお越しの際には、必ず、裁判所から送られた訴状・呼出状などの書類をお持ちになってください。

● 相談場所

家事法律相談センター

Tel. 06-6944-7550

大阪市中央区谷町3-1-9 MG 大手前ビル5階

大阪弁護士会館1階（市民法律センター）

Tel. 06-6364-5021

大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館1階



大阪弁護士会